

第29回

国民文化祭・あきた2014

平成26年 10月4日(土)～11月3日(月・祝)



平成26年秋、秋田県では初の開催となる「国民文化祭」が行われます。美郷町では平成26年10月12日(日)から13日(月)にかけて、「アクアジャズフェスティバルin美郷」の開催を予定しています。

ジャズって?

ジャズは、19世紀末から20世紀初めにかけてアメリカ南部を中心に発展した音楽です。アフリカ系アメリカ人の民族音楽と西洋音楽が融合して生まれました。計算されたリズムと即興を含んだ演奏が特徴で、同じ曲でも演奏者によって様々なイメージに変化することから、演奏者が自分のイメージで自由に表現しやすい音楽といえます。しっとりとした静かな曲調もあれば、心に訴えかける熱い曲調もあり、演奏者と観客が一体になってつくるジャズの空間が魅力とされています。

美郷町とジャズ

美郷町とジャズの関係は平成10年にさかのぼります。現在の南運動公園を会場に行われた「ジャズコンサート'98」から毎年夏に開催されるようになりました。休止期間もありましたが、平成21年からは東京都大田区との音楽交流をテーマにした「友好交流コンサート」として行われるようになり、今では夏の風物詩として定着しています。

問い合わせ

第29回国民文化祭美郷町実行委員会事務局
(美郷町教育委員会生涯学習課社会教育班内)
☎0187(84)4915 FAX0187(83)2451

「第29回国民文化祭・あきた2014」の大会ロゴマークの募集には、41都道府県から782点の作品が寄せられました。その中から秋田県の形を人に見立て、緑色を基調にデザインした兵庫県のグラフィックデザイナー・小柴雅樹さんの作品が選ばれました。

ロゴマークの使用等取り扱いについては、秋田県庁ホームページ「美の国あきたネット」に掲載されています。

国民文化祭に向けて!!

美郷町では、屋外で気軽にジャズを楽しめる「まちかどコンサート」と、美郷総合体育館を会場にしたジャズコンサート(友好交流コンサート)を、平成25年10月12日(土)に国民文化祭のイベントとして開催します。また、町内のジャズ愛好者が中心となったジャズバンド「美郷ジャズオーケストラ」でも、気軽に楽しめるジャズコンサート等を計画しています。平成25年度はジャズに触れる機会が大幅に増えます。これを機会に、皆さんもジャズを楽しんでみてはいかがでしょうか。



県民参加事業を募集しています

秋田県では「第29回国民文化祭・あきた2014」への県民参加による盛り上げや国民文化祭以降の文化振興につなげるため、県民の皆さんが企画・提案して自らが主体となって実施する事業を広く募集しています。

応募資格●原則として、秋田県内を主たる活動の本拠とする団体、グループとします。

対象事業●平成26年9月1日(月)から平成26年11月3日(月)までの期間に秋田県内で実施されるもので、文化により秋田の元気創造を図っていくことを狙いとした下記のような事業を対象とします。

- ①自由で斬新な発想により、秋田の新たな文化の発見や創造につなげていく事業
- ②既存の事業に新たな取り組みを加え、事業内容を更に充実・強化し、新たな魅力の発揮につなげていく事業

選考●書類審査およびヒアリングを行います。
助成金●県民参加事業については、補助金を交付することを検討しています。

募集期限●平成25年5月31日(金) 午後5時必着

応募方法●応募申込書を作成し、郵送、持参、FAX、電子メールのいずれかで応募してください。応募申込書は秋田県庁ホームページ (<http://www.pref.akita.lg.jp/>) に掲載されています。

問い合わせ

秋田県観光文化スポーツ部 国民文化祭推進局
市町村事業支援班
☎018(860)1551 FAX 018(860)3880
E-mail kokubunsai2014@pref.akita.lg.jp

交付内容が新しくなりました!

美郷町に家を建築する方や
空き家を購入する方も支援します!

町民の方OK! 家屋の建て替えもOK!
町外から転入される方OK!

奨励金が交付される方

①40歳未満の方



②高校生以下のお子様を扶養している方



平成25年度から内容がさらに拡充されました!

町外の業者さんによる建築もOK!
さらに!お子様1人につき10万円を交付!

奨励金の金額

最近町外に連続10年以上
居住していた方

住宅・宅地の
評価額の5%を助成

上限70万円

ベース

左記以外の方で既に町内に
居住している方等

住宅・宅地の
固定資産税
相当額の3倍を助成

上限35万円

さらにオプションで +α

町内の事業者からの新築家屋取得の場合

町内業者建築加算 一律10万円

高校生以下のお子様がいる場合

子ども加算 子ども1人につき10万円

交付要件

次の要件を満たす必要があります。

- ①税金や各種納付金等を完納していること。
- ②美郷町に定住(5年以上)することを目的に家屋^(※)を取得(新築・購入)し、取得後6ヶ月以内に世帯員全員が美郷町に定住していること。

※家屋は、平成25年度から平成26年度までの間に、新たに美郷町から固定資産税が課税されることになったものに限り、(所有者に新たに課税されることになった空き家の場合も対象になります)

交付申請

新たに固定資産税が課税されることになった年度の7月末日までに、交付申請書を町商工観光交流課へ提出してください。

(申請は住民登録後でないとできません)

その他

- ・5年以内に転出した場合等、奨励金を返還していただく場合があります。
- ・若者定住促進奨励金の対象とならなくても、従来の定住促進奨励金の対象となる場合があります。

詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ◎町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909